



海外情報連絡会規約 (International Affairs Committee, IAC)

平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会改定

(目的)

第 1 条 連絡会規程 (1003) に基づき、海外情報連絡会を設置する。海外情報連絡会 (以下「本連絡会」と称す) は、

- (1) 学会と海外の原子力機関の協力を推進する
- (2) 学会と海外の原子力関連学会会員相互の融和を促進する
- (3) 海外の原子力に関する情報伝達と調整を図ることを目的とする。

(運営)

第 2 条 本連絡会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 本連絡会は以下の事業を行う。

- (1) 学会春の年会・秋の大会時及び定期的に講演会、討論会を開催する。
- (2) 定期的に連絡会会報を発行する。
- (3) 米国原子力学会日本支部 (以下「日本支部」と称す) としての活動を行うと共にその内容を米国原子力学会に報告する。
- (4) その他、海外の原子力に関する情報伝達等に係る事業を随時、実施する。

2 事業を実施するにあたっては、部会等運営委員会、学会事務局等と適宜協議する。

(会員資格)

第 4 条 本学会員で第 1 条の目的に賛同するものは本連絡会員となる資格を有する。

(入会と連絡会費)

第 5 条 本連絡会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きを行うとともに、**日本原子力学会会員管理内規 (0203-00-01)** に従って連絡会費を納入する。なお、退会の際には、その旨を学会事務局に通知する。

(運営組織)

第 6 条 本連絡会の運営は、本連絡会員の互選による連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事各 1 名および運営委員若干名により組織される運営小委員会が行う。

- 2 連絡会長は本連絡会を代表し、本連絡会の業務を統括する。また、日本支部の会長を兼務する。副連絡会長は連絡会長を補佐し、日本支部の副会長を兼務する。
- 3 連絡会長、副連絡会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。原則として、副連絡会長は任期満了後次期連絡会長に就任することを前提に選任される。
- 4 庶務幹事および会計幹事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。原則として、会計幹事は任期満了後次期庶務幹事に就任することを前提に選任される。
- 5 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の委員は、本学会員でなければならない。
- 3 各委員は、連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(連絡会全体会議)

第8条 本連絡会全体会議を年1回以上、原則としては学会春の年会・秋の大会の際の年2回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

- 2 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

(運営費)

第9条 運営費は、連絡会費をもって、運営することを基本とする。

第10条 運営費の予算、決算については、連絡会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(変更)

第11条 本規約の変更は、運営小委員会の発議に基づき、連絡会全体会議での審議を経た後、部会等運営委員会および理事会での承認を要する。

(下部規定)

第12条 本規約に定めるもののほか、本連絡会の運営に関し必要な事項は、本連絡会が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成22年10月1日から施行する。
- 2 改定履歴
①昭和48年6月15日 第153回理事会制定

②昭和 58 年 7 月 26 日 理事会改定

③平成 6 年 3 月 29 日 名称変更